

# 今治市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年3月29日制定

今治市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、住民等の多様な主体が参画可能な多様なサービスを実施することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、省令および介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

(対象者)

第4条 総合事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者（省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者をいう。）

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業の内容及び実施方法)

第5条 市長は、総合事業として、介護予防・生活支援サービス事業（以下「第1号事業」という。）及び一般介護予防事業を実施するものとし、その内容及び実施方法は、別表に定めるところによる。

(第1号事業支給費)

第6条 第1号事業に係る費用の額は市長が別に定める。

2 市長は、第4条第1項各号に掲げる者（以下「第1号事業対象者」という。）が、指定事業者（法第115条の45の3に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）の指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる訪問型サービス又は通所型サービスを利用したときは、第1号事業支給費として、前項に定める費用の額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80、法第59条の2第2項に規定する政

令で定める額以上の所得を有する者にあつては、額の100分の70)に相当する額を指定事業者に支給するものとする。ただし、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として法第55条第1項の規定により算出した額を限度とする。

- 3 前項ただし書きの規定にかかわらず、利用者の自立支援を推進するものとして市長が必要と認めた場合には、その必要と認める範囲内において支給限度額を超える額を支給することができる。

(支給割合の変更)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる特別の事情があることにより、第1号事業対象者が第1号事業の利用に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、第1号事業支給費の支給の割合(以下「支給割合」という。)を変更することができる。

- (1) 第1号事業対象者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号事業対象者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号事業対象者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号事業対象者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項に規定する支給割合の変更は、次の各号に該当する場合に当該第1号事業対象者から第1号事業支給割合変更申請書(別記様式第1号)により行うこととし、変更後の割合は、100分の100とする。

- (1) 前項第1号に該当する場合 災害による損害(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、第1号事業対象者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が所有し、直接居住の用に供する住宅又は日常使用する家財その他の財産の価格の10分の3以上であつて、かつ、これらの者の前年中の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次号において同じ。)が1,000万円以下である場合
- (2) 前項第2号、第3号又は第4号に該当する場合 第1号事業対象者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年の合計所得金額が、前年の合計所得金額の2分の1以下となり、かつ、その者の前年中の合計所得金額が500万円以下であつて、当該支給割合の変更が

行わなければ生計を維持することが困難であると認められる場合

- 3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、支給割合の変更の可否を決定し、第1号事業支給割合決定通知書（別記様式第2号）により申請を行った第1号事業対象者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により支給割合の変更を認定したときは、当該申請者に対し第1号事業支給割合変更認定証（別記様式第3号）を交付するものとする。
- 5 今治市介護給付割合等の変更の取扱いに関する要綱（平成17年今治市要綱第196号）の規定により予防給付の割合の変更が行われている者は、この条の規定により支給割合の変更が決定された者とみなす。
- 6 市長は、支給割合を変更するときは、第1項の申請書の提出があった日から6月を超えない範囲で当該支給割合を変更する期間を定めるものとする。
- 7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給割合の変更の認定を取り消すことができる。この場合においては、既に支出した変更後の支給割合による支給額から変更前の支給割合による支給額に相当する額との差額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 申請に際し、詐欺又は不正の行為があったとき。
  - (2) 支給割合の変更を受けた者等について、資力その他の事情が変化したことにより、支給割合の変更理由が消滅したとき。

（高額介護予防サービス費等相当額の支給）

第8条 市長は、第4条第1項各号に掲げる者が、前条第2項に規定する訪問型サービス又は通所型サービスを利用した場合において、当該サービスに要した費用の合計額から第1号事業支給費を控除して得た額が著しく高額であるときは、法第61条第1項の高額介護予防サービス費及び法第61条の2第1項の高額医療合算介護予防サービス費に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給することができるものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額の支給については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2及び第29条の3の規定を準用する。

（指導及び監査）

第9条 市長は、総合事業を適切かつ有効に実施するため、指定事業者又は事業を受託した者に対して、指導及び監査を行うことができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月24日今治市要綱）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第6条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる訪問型サービス又は通所型サービスに係る第1号事業支給費について適用し、同日前に行われた訪問型サービス又は通所型サービスに係る第1号支給費については、なお、従前の例による。

附 則（平成30年9月1日今治市要綱）

この要綱は、平成30年9月1日から施行し、改正後の今治市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、同年7月1日から適用する。

別表（第5条関係）

事業種別		実施方法
第1号事業	訪問型サービス 法第115条第1項第1号イに規定する 第1号訪問事業	法第115条の45の3第1項の規定に 基づく第1号事業支給費の支給によ る実施又は省令第140条の69の規 定に適合する者に対する委託及び補助 による実施
	通所型サービス 法第115条第1項第1号ロに規定する 第1号通所事業	
	その他の生活支援サービス 法第115条第1項第1号ハに規定する 第1号生活支援事業	省令第140条の69の規定に適合する 者に対する委託による実施
	介護予防ケアマネジメント 法第115条第1項第1号ニに規定する 第1号介護予防支援事業	
一般介護予防 事業	介護予防把握事業	直接実施又は省令第140条の69の規 定に適合する者に対する委託による 実施
	介護予防普及啓発事業	
	地域介護予防活動支援事業	
	一般介護予防事業評価事業	
	地域リハビリテーション活動支援事業	

別記様式第1号（第7条関係）

第1号事業支給割合変更申請書

被 保 険 者	被保険者番号																		申請日	年	月	日
	フリガナ																生年月日	年	月	日		
	氏名																印	状態区分	事業対象者・要支援（ ）			
	住所	(〒 — )															電話番号					
<p>(宛先) 今治市長</p> <p>次の被災等により訪問型サービス又は通所型サービスに係る利用者負担額の支払が困難になったので、関係書類を添えて支給割合の変更の申請をします。</p>																						
被災等の状況 (該当する番号に○)		<ol style="list-style-type: none"> <li>第1号事業対象者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</li> <li>第1号事業対象者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</li> <li>第1号事業対象者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</li> <li>第1号事業対象者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</li> </ol> <p>(上記の具体的な内容)</p> <p>※ 被災等が明らかにできる書類を添付してください。</p>																				

(今治市記入欄)

保険料の減免	損害等の割合	支給割合 の変更	支給割合
該当・非該当	／10	該当・非該当	／100

年 月 日

様

今治市長 印

第1号事業支給割合変更決定通知書

先に申請のあった、第1号事業支給割合変更申請については、次のとおり決定したので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認する	適用年月日 年 月 日 (承認内容) 有効期限 年 月 日
2 承認しない	理由

問い合わせ先  
今治市役所 高齢介護課  
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1  
電話番号 0898-36-1526

別記様式第3号（第7条関係）

（表）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">第1号事業支給割合変更認定証</div>				
交付年月日            年        月        日				
被 保 険 者	番   号			
	住   所			
	フリガナ			
	氏   名			
	生年月日	年        月        日	性 別	
	適用年月日	年        月        日から		
	有効期限	年        月        日まで		
認定事項	支給率	／100		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div> <p style="text-align: center;">今 治 市</p>			

（裏）

注 意 事 項	<p>一 訪問型サービス又は通所型サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。</p> <p>二 訪問型サービス又は通所型サービスを受けるときに支払う金額は、訪問型サービス又は通所型サービス費用から訪問型サービス又は通所型サービス費用に支給率を乗じた額を引いた額になります。</p> <p>三 被保険者の資格がなくなったとき、認定の要件に該当しなくなったとき、又は認定証の有効期限に至ったときは、遅延なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。</p> <p>六 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>
------------------	--



